

熊本県公報

号外 第 64 号
平成 16 年 12 月 1 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則……………(自然保護課) 2

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則

- 規則の名称を「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則」に改めることとした。
- 外来種の公表に関する事項を定めることとした。(第2条関係)
- 取扱いが制限される器官及び加工品を定めることとした。(第3条関係)
- 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定に関する事項を定めることとした。(第4条関係)
- 公聴会に関する事項を定めることとした。(第5条関係)
- 県内希少野生動植物の捕獲等の届出に関する手続き等を定めることとした。(第6条及び別記第1号様式関係)
- 県内希少野生動植物の捕獲等の制限等をする場合の手続きを定めることとした。(第7条関係)
- 県内希少野生動植物の捕獲等の届出が不要な場合を定めることとした。(第8条関係)
- 指定希少野生動植物の捕獲等の許可申請が不要な場合及び捕獲等が認められる目的を定めることとした。(第9条及び第10条関係)
- 指定希少野生動植物の捕獲等の許可申請に関する手続き等を定めることとした。(第11条及び別記第2号様式～別記第6号様式関係)
- 捕獲等許可者が捕獲等した個体の取扱いに関する事項を定めることとした。(第12条関係)
- 身分証明書の様式を定めることとした。(第13条、第18条、第29条及び別記第7号様式関係)
- 特定希少野生動植物事業の登録に関する事項を定めることとした。(第14条～第17条及び別記第8号様式～別記第11号様式関係)
- 生息地等保護区及び管理地区の指定に関する事項を定めることとした。(第19条及び第20条関係)
- 管理地区における行為の許可申請及び既着手行為等の届出に関する事項を定めることとした。(第21条、第22条及び第24条並びに別記第12号様式～別記第14号様式関係)
- 管理地区における許可を要しない行為を定めることとした。(第23条関係)
- 立入制限地区における立入制限の対象とならない行為及び立入りの許可申請に関する事項を定めることとした。(第25条及び第26条並びに別記第15号様式関係)
- 監視地区における行為の届出に関する事項及び届出を要しない行為を定めることとした。(第27条及び第28条並びに別記第16号様式関係)
- 保護管理事業の確認申請等に関する事項を定めることとした。(第30条及び第31条並びに別記第17号様式及び別記第18号様式関係)
- 認定保護管理事業の告示に関する事項を定めることとした。(第32条関係)
- 野生動植物保護監視員に関する事項を定めることとした。(第33条及び別記第19号様式関係)
- 国等に関する特例が適用される独立行政法人等を定めることとした。(第34条関係)
- 国等に関する特例による協議を要しない場合を定めることとした。(第35条関係)
- 教育又は学術研究のための捕獲等の届出等及び鉱物の採掘等の届出に関する事項を定めることとした。(第36条及び第37条関係)
- 添付図面を省略することができる場合を定めることとした。(第38条関係)
- この規則は、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成16年熊本県

条例第19号)の施行の日から施行することとした。
 27 この規則の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項～第4項関係)

規 則

熊本県規則第58号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則を次のように定める。
 平成16年12月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則
 熊本県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成3年熊本県規則第23号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 個体等の取扱いに関する規制(第6条-第18条)
- 第3章 生息地等の保護に関する規制(第19条-第29条)
- 第4章 保護管理事業(第30条-第32条)
- 第5章 推進体制の整備(第33条)
- 第6章 雑則(第34条-第38条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成16年熊本県条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(外来種の公表)

第2条 条例第7条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を公報に登載して行うものとする。

- (1) 公表する種名
- (2) 公表の理由

(県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の器官及び加工品)

第3条 条例第9条第2項第3号に規定する規則で定める器官は、葉、花及び根とする。
 2 条例第9条第2項第3号に規定する規則で定める加工品は、個体及び器官を主たる原材料とするはく製その他の標本(はく製その他の標本として製作過程のものを含む。)とする。

(県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定の案の公告)

第4条 条例第10条第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による規則で定める公告は、次に掲げる事項を公報に登載して行うものとする。

- (1) 指定する種名
- (2) 指定の理由

(公聴会)

第5条 知事は、条例第10条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)又は条例第34条第6項(条例第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、当該公聴会の開催日時、開催場所及び当該公聴会において意見を聴こうとする案件を告示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者(以下この条において「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による告示は、公聴会の日の3週間前までに公報により行うものとする。

3 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

7 公述人及び前項の規定により発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

8 公述人及び第6項の規定により発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

第2章 個体等の取扱いに関する規制

(県内希少野生動植物の捕獲等の届出)